

事業評価書

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成18年法律第41号）により新設された規制

平成24年3月
国家公安委員会・警察庁

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成18年法律第41号）により新設された規制

1 評価の対象とした政策

(1) 準空気銃の所持の禁止

従来、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）は圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、弾丸の運動エネルギーが20ジュール毎平方センチメートル以上であるものを空気銃として規制対象にしていたところ、空気銃に該当しないいわゆるエアソフトガンを犯罪に使用する事案が平成15年頃から多発し、大きな社会問題となった。

これを受け、銃刀法の改正により、いわゆるエアソフトガンのうち強力なものを準空気銃として定義し、法令に基づき職務のため所持することができる公務員等を除き準空気銃の所持を禁止することとした。具体的には、弾丸の運動エネルギーが3.5ジュール毎平方センチメートル以上20ジュール毎平方センチメートル未満のものを準空気銃として定めている。

(2) 猟銃の所持許可の欠格事由の追加

上記経緯から、銃刀法の改正により、準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していないこと（以下「準空気銃犯罪歴」という。）を、猟銃の所持許可の欠格事由に追加することとした。

2 評価の観点

(1) 準空気銃の所持の禁止

当該規制により準空気銃による危害の発生を防止できているかを有効性の観点から評価するとともに、規制により行政及び既存の準空気銃所持者等に発生する負担を規制によって得られた効果が上回っているかを効率性の観点から評価する。

(2) 猟銃の所持許可の欠格事由の追加

当該改正により、準空気銃等による危害の発生を防止できているかを有効性の観点から評価するとともに、改正により行政に発生する負担を改正により得られた効果が上回っているかを効率性の観点から評価する。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 準空気銃の所持の禁止

ア 効果の把握の手法

準空気銃の不法所持の検挙件数を把握することに加え、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成18年法律第41号）の施行日（平成18

年 8 月 21 日) 前の 3 年間 (平成 15 年から 17 年までの間) と最近 3 年間 (平成 21 年から 23 年までの間) に発生した準空気銃を使用した犯罪の検挙件数を比較する。

イ 結果

準空気銃の不法所持の検挙件数は表 1 のとおりであり、平成 21 年以降、準空気銃の不法所持を着実に検挙している。

また、準空気銃を使用した刑法犯の検挙件数は、表 2 のとおりであり、平成 15 年から 17 年までの間は準空気銃を使用した刑法犯が 53 件発生していたが、平成 21 年から 23 年までの間は 2 件にとどまっている。

表 1 準空気銃の不法所持の検挙件数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
検挙件数	45	32	20

平成 23 年の統計は暫定値。

(平成 24 年 3 月 保安課作成)

表 2 準空気銃を使用した刑法犯の検挙件数

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
傷害	11	13	13	0	0	0
暴行	1	0	1	0	0	0
強盗	2	0	0	0	0	0
脅迫・恐喝・強要	1	0	0	0	0	0
器物損壊	3	5	3	0	1	1
合計	18	18	17	0	1	1

(平成 24 年 3 月 保安課作成)

平成 14 年以前及び 18 年から 20 年までの統計は無い。

平成 23 年の統計は暫定値。

(2) 猟銃の所持許可の欠格事由の追加

ア 効果の把握の手法

準空気銃犯罪歴により猟銃の所持を不許可とした件数を把握する。

イ 結果

平成 18 年から 23 年までの間に、準空気銃犯罪歴により猟銃の所持を不許可とした事例は無かった。

4 評価の結果

(1) 準空気銃の所持の禁止

今回の銃刀法改正後、準空気銃の不法所持を着実に検挙しているほか、準

空気銃を使用した刑法犯の検挙件数は改正前と比較して激減しており、準空気銃を使用する刑法犯はほぼ完全に抑止されている。これらのことから、準空気銃を使用した犯罪による危害の発生が防止されていることがうかがわれ、本規制は有効であると言える。

また、行政及び既存の準空気銃所持者等に生じる負担と比較して、本規制によって得られる効果は大きく、効率性も認められる。

(2) 猟銃の所持許可の欠格事由の追加

準空気銃犯罪歴により猟銃の所持許可申請を不許可とした事例は無いため、現時点において、当該規制の有効性及び効率性について十分に検証できるまでには至っていない。

なお、準空気銃の所持の禁止により前記のとおり準空気銃を使用する刑法犯がほぼ完全に抑止されていることから、そもそも準空気銃犯罪歴を有する者がほぼ生まれていない状況にある。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

なし

7 評価を実施した時期

平成18年8月から23年12月までの間

8 政策所管課

保安課